

小樽市立病院における医療事故等の公表基準

1. 目的

小樽市立病院で発生した医療事故等の内容、原因、改善策等について、自らこれを公表し、医療の透明性を確保することにより、地域住民が安心して医療を受けられる環境づくりと、医療安全管理体制の向上を図るため、この基準を定めるものである。

2. 用語の定義

(用語の定義)

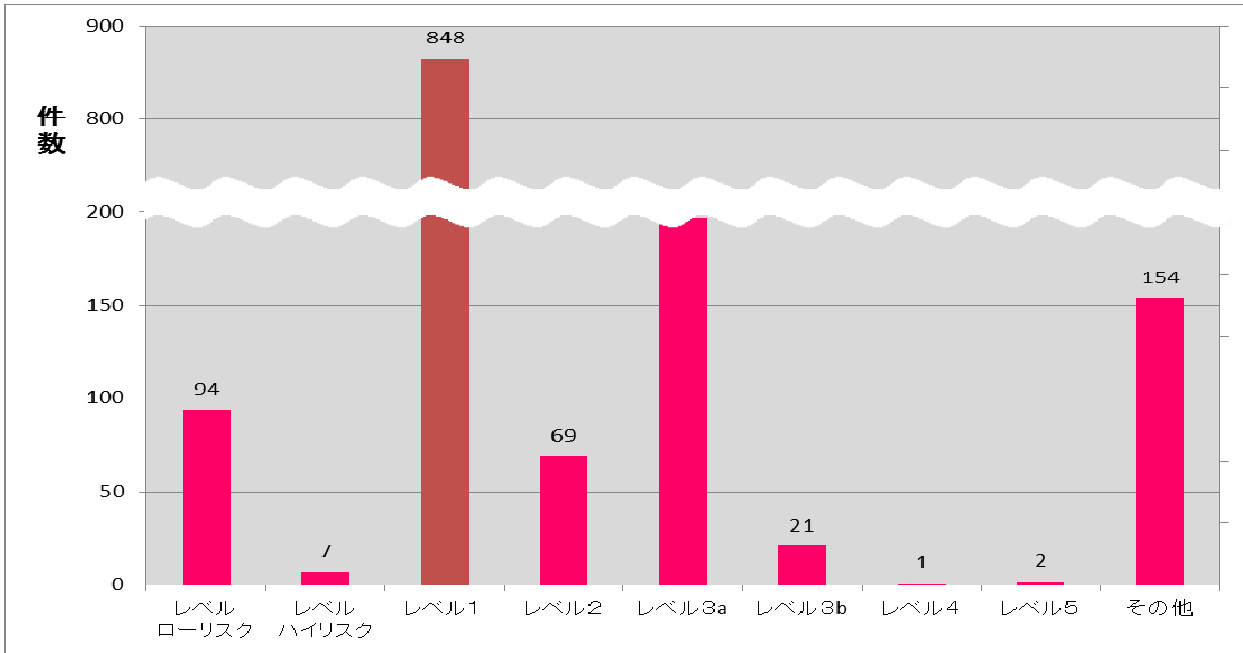
- (1) 医療事故 医療に係る場所で、医療の全過程において発生する人身事故一切を包含し、医療提供者の過失の有無を問わない。患者だけではなく、家族や医療従事者に被害が生じた場合も含み、転倒のように医療行為と直接関係しない場合も含む。また、身体的実害はないが、検査、観察を必要としたり、精神的被害を与えた場合も含む。
- (2) 医療過誤 医療事故の発生原因に、医療提供者の過失があるものをいう。
- (3) 医療（医事）紛争 医療に関して、医療提供側と患者側との間に生じた紛争をいう。
- (4) インシデント 日常診療の場で、誤った医療行為などが患者に実施される前に発見されたもの、あるいは、誤った医療行為が実施されたが、結果として患者に実害を及ぼすに至らなかったものをいう。本規定では、「ヒヤリ・ハット」から経過観察が必要なものまでとする。医療事故レベルとして、0から2、その他に相当する。
- (5) アクシデント 本規定では、医療事故レベルとして、3aから5に相当する。

3. 医療事故等の区分

アクシデント（医療事故）・インシデント（ヒヤリ・ハット）は、下記の通り区分することとする。

	区分	内容
インシデント (ヒヤリ・ハット)	レベルローリスク	間違ったことが発生したが、患者には実施されなかった
	レベルハイリスク	レベルはローリスクではあるが、実施されればレベル4~5が予想される
	レベル1	患者に実害はなかったが、何らかの影響をあたえた可能性があるため、観察の強化や心身の配慮が必要になる場合
	レベル2	事故により患者にバイタルサイン等の変化が生じ、観察の強化及び検査の必要性が生じた場合
	その他	盗難、器具破損や書類の渡し間違いなど患者には影響がない場合
アクシデント (医療事故)	レベル3a	簡単な治療や処置を要した場合。(消毒、湿布、皮膚の縫合、鎮痛剤の投与等)
	レベル3b	新たな治療や処置を要した場合。(バイタルサインの高度変化、人工呼吸器の装着、手術、入院日数の延長、外来患者の入院、骨折等)
	レベル4	事故による障害が長期にわたると推測される場合
	レベル5	事故が死因となる場合

4. 平成28年4月1日から平成29年3月31日 インシデント・アクシデント レベル別発生件数



レベル4	<p>腹腔鏡下胆嚢摘出術における総胆管損傷のため、開腹術に変更し修復術を行った (主な再発防止の取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・術式を選択を慎重に行う ・吻合を確実にする
レベル5	<p>病室巡回後、心電図モニターの変化に気が付き、救命処置を行ったが死亡 (主な再発防止策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切なアラームの設定を行い、無駄なアラームが鳴らないようにする ・心電図モニターアラームが鳴ったらすぐに駆けつける <p>入浴中重篤な不整脈が発生し、救命処置を行ったが死亡 (主な再発防止策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴・シャワー浴の看護手順の見直しを行った

5. 平成28年4月1日から平成29年3月31日 インシデント・アクシデント 概要別発生件数

